

広島県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成十七年広島県告示第四百十五号			
所在地		広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	高下二三八三（一〇七三）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然現象	土砂災害の自然現象
	高下二四二〇（一〇七三）隣（一）地区	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	高下二三八三（一〇七三）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の自然現象	土砂災害の自然現象
	高下二四二〇（一〇七三）隣（一）地区	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流